

地域対応の指定機関への申請について

財団法人日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進センター
平成 18 年 7 月 3 日

「プライバシーマーク制度設置及び運営要領(以下、「要領」という。)」第 23 条に基づいて、プライバシーマーク付与認定指定機関の申請があった下記の3機関について、要領第 26 条に基づくプライバシーマーク制度委員会の審議を経て、平成 18 年 4 月 18 日付けで指定しました。

： 財団法人くまもとテクノ産業財団

対 象:九州経済産業局管轄地域に本社が所在する事業者
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

J： 社団法人中部産業連盟

対 象:中部経済産業局管轄地域に本社が所在する事業者
愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県

K： 財団法人関西情報・産業活性化センター

対 象:近畿経済産業局管轄地域に本社が所在する事業者
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

これらの機関は、上記で対象とした府県に本社が所在する事業者からの申請について認定審査をする役割を担っています。

新規申請する場合

地域対応の指定機関がカバーする府県に本社が所在する事業者が新規申請をする場合、当該指定機関に申請することとします。

なお、既存の指定機関(別添:参考資料)との関連では、次の優先順位で申請先を決定してください。

(1) 保健・医療分野の事業者の場合

財団法人医療情報システム開発センター(指定機関コード:E)に申請。

(2) 指定機関コードBからDまで、FからHまで及びLの指定機関の会員の場合

当該指定機関に申請。但し、複数の指定機関の会員になっている場合は、事業者の判断によって申請する指定機関を決定することとしますが、自社の主要な個人情報の取扱い業務を適用範囲としている個人情報保護ガイドラインを策定している指定機関を優先するように配慮してください。

(3) カバーする府県に地域対応の指定機関が所在しない場合及び上記(1)、(2)に該当しない場合

財団法人日本情報処理開発協会(指定機関コード:A)に申請。

更新申請する場合

現認定に係る審査を実施した指定機関に申請してください。

但し、財団法人日本情報処理開発協会(指定機関コード:A)が審査を担当した事業者であって、地域対応の指定機関がカバーする府県に本社が所在する場合は、当該指定機関に申請するようにお願いします。この場合、認定番号が変更となりますが、更新回数は引き継がれます。また、審査のために審査担当者が現地を訪問する際の交通費、宿泊費等の審査料以外に支払って頂く経費の算出基点は、地域対応の指定機関の所在場所となりますので、財団法人日本情報処理開発協会(指定機関コード:A)に申請する場合よりも負担が軽減されます。

[参考] 指定機関

機関コード	指定機関名称	審査・評価対象企業等
A	(財) 日本情報処理開発協会	指定機関コードB～Lに該当しない事業者
B	(社) 情報サービス産業協会	会員
C	(社) 日本マーケティング・リサーチ協会	会員
D	(社) 全国学習塾協会	会員
E	(財) 医療情報システム開発センター	医療・保健事業を営む事業者
F	(社) 全日本冠婚葬祭互助協会連合会	会員
G	(社) 東京グラフィックサービス工業会	会員
H	(社) 日本情報システム・ユーザー協会	会員
I	(財) くまもとテクノ産業財団	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
J	(社) 中部産業連盟	愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県
K	(財) 関西情報・産業活性化センター	大阪府、京都府、福井県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県
L	(財) 日本データ通信協会	会員及び(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会、(社)日本ケーブルテレビ連盟、(社)電信電話工事協会、(社)情報通信設備協会の各会員

以上